

印判状に見られる日付上押印について

Seals Stamped on the Date of *Inbanjo* 印判状 Style Documents
Kojima Michiro

小島道裕

はじめに

戦国大名などが発給した印判状は、古文書学における重要な対象の一つであるが、印についての研究は、どのような印が用いられているかを中心であり、押印位置についてはあまり注目されていない。⁽¹⁾

筆者は、小田原を本拠とする戦国大名北条氏の印判状、およびその影響を受けたと思われる関東地方の印判状に、日付部分に押印した事例が多く見られることに着目し、それが、当時東アジアにおける公文書の標準的な様式に倣ったものではないか、という仮説を提示した。

これについては、二〇一八年秋の国立歴史民俗博物館企画展示「日本の中世文書」と図録、およびそれに基づく拙稿〔小島二〇二〇〕の中で既に概要を述べているが、この様式が日本において、どの時期に、どの範囲で用いられていたのか、という問題については、詳細な情報を挙げるができなかった。本稿は、なお不十分ではあるが、この日付上押印の印判状がどれだけあるのかについて、現在把握できた発給者と時

期を整理し、その意味を考察したものである。

一、日付上押印の意義

個人印としての用法

まず印判状における押印方式の意義について述べると、印判状は、一般に「花押の代わりに印章を押した文書」（佐藤進一『古文書学入門』）と理解され、実際、花押と互換性のある形で用いられていることが多い。その理由の一つは、印判状が最も盛んに用いられた戦国時代においては、公的な文書においても書状系の文書を用いる傾向が顕著になってきたため、書状の署判に用いられていた花押を印に代えて印判状としたものが多い。

また、武家文書においては、花押が本来は実名のくずしであることを無視して、「実名+花押」という署判様式が一般的になっていったこと、すなわち花押が単なる「本人のしるし」として用いられていたこともその背景になっている。この「実名+花押（または印）」という署判方法

は、平安時代の庶民の土地売券に既に見られ、花押や略押の代わりに印を用いた例も、室町時代、一五世紀半ばから既に確認できる。これらは、まさに花押という個人の「しるし」の代わりに用いられた、個人印としての印の用法である。

公印としての用法

印判状には、このような個人印としての印判の他に、公印として印を押す用法も存在した。これを最も意識的に用いたのが北条氏であり、「虎之御印判」と称せられた「禄寿応穩」印は、当主の代替わりには関係なく、同じ印影のものが踏襲され、必ず日付上に押印された。文書の実例として、この印の初見文書の写真を挙げれば図1のようである。この文書の場合、印影を見せる趣旨から日付の年号部分の一部を掛ける形で押されているが、日付上のどの部分に押すかは文書によってかなり偏差があり、「日付に掛けて押す」という形でマニュアル化されていたと思われる。伝馬手形に押された「常調」印も、同様に個人を離れた北条家の印として用いられ、やはり必ず日付上に押印される。

印の踏襲という点では、武田氏の「龍の印」なども、晴信（信玄）・勝頼の二代にわたって使用されているが、これは花押と互換性のある印を、それが公的な場でも用いられたことから、次代の勝頼も使用した、という意味が強いと見なせる。花押においても、親子で同じものを用いる例があるので（例えば、大友宗麟と息子の義統）、武田氏の例は、花押およびその代替としての個人印が持つ公的性格から考えるべきものと思われる、北条氏のような、花押とは全く異なる公印として用いられた印とは区別すべきであろう。

公印であることを強く意識し、それ故に日付上の押印にこだわった北条氏に対して、他の大名などにおいては、日付上押印でも、公印としての印の用法を意識していないと思われる場合も多い。それについては、

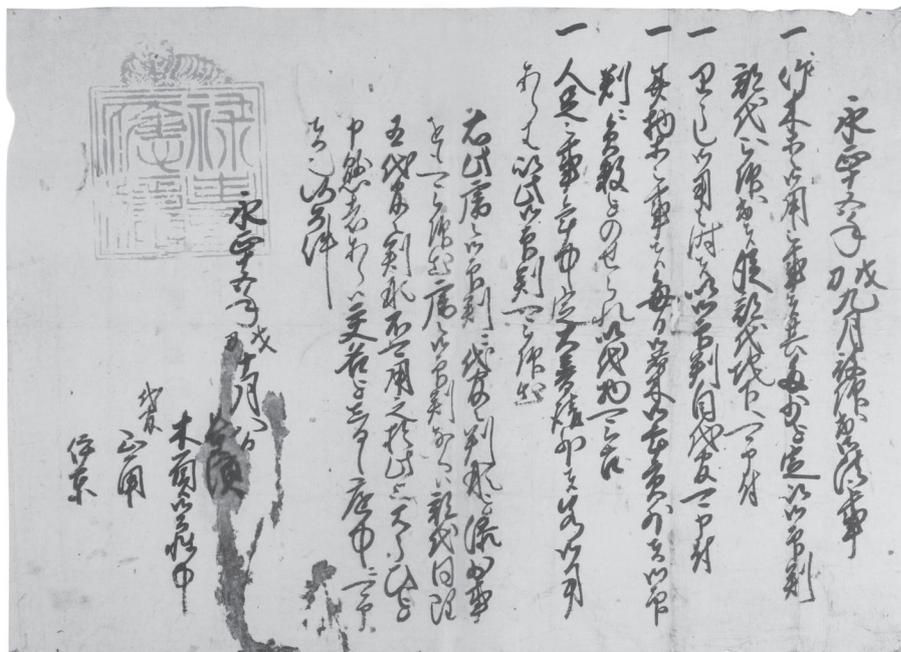


図1 日付上押印の初見文書（永正15年(1518)10月8日、北条家朱印状）
（小田原城天守閣画像提供）

北条氏（伊勢氏）の発給した、「虎の印判」（「禄寿応穩」印）を日付上に押印した文書の初見であり、実際に最初に使用されたと考えられる文書。『豆州内浦漁民資料』で紹介されたが、[小田原城天守閣 2018]によれば、現在原本は行方不明であり、同書に掲載されている、残る写真と写しを合成したもののデータを提供していただいた。

実際の用例を見る中で取り上げたい。

二、日付上押印文書の発給者と時期

① 北条氏関係

以下、日付上押印の印判状を発給した人物とその時期および背景について見ていきたい。先述のように、この用法を意識的に採用したのは北条氏が早く、また一貫して、それは一族や有力家臣などにも及んでいるため、まず北条氏関係の用例について扱い、その他の大名などについては次章でまとめることとしたい。

本文中の表記について述べると、「初」「末」として表記した文書は、当該の印が日付上に押印された例を筆者が確認した最初のもとの最後のものである。北条家の「禄寿応穩」印のように、すべて日付上押印である場合は印自体の使用期間と一致することになるが、日下押印、文頭押印など、日付上以外の場所にも用いられる場合は、印自体の使用期間よりも短くなり、必ずしも一致しないことになる。なお、挙例が一通のみの場合、あるいは先後関係がはっきりしない場合は、「・」で適宜示した。また、取り上げた文書は、筆者が現時点において、押印位置が示されている資料集や写真版などによって確認したものを検証のために挙げたものであり、それが最初ないし最後の例であることを主張するものではない。当然遺漏も多いと思われ、実際の使用期間はこれより広がる可能性も大きい。誰がいつ頃、という全体的な傾向をとりあえず把握するためのものとして御覧いただきたい。

押印位置の判断としては、年月日の「日」にかかる程度のものは一種の日下押印とみなして除外し、日付上押印を意識したと思われるものに限った。また、寺社関係の文書では、複数の印を押してその一つが日付上部になることもあるが、これも意味が異なるため除外した。

参照した資料集は本稿の末尾に参考文献として挙げ、特に必要と思わ

れる物のみ本文中に注記した。

北条氏

相模國小田原城を本拠とする戦国大名。

初代伊勢宗瑞と二代北条氏綱の代替わりのころから、当主の印として「禄寿応穩」の上部に虎図のある印を用い、五代氏直が天正一八年（一五九〇）七月に豊臣秀吉に降伏するまで使用された。途中で改鑄はあるが、印影はほとんど変わらない。押印位置は一貫して日付上である。また、伝馬印として「常調」印を用い、これも文面・印影はほぼ変わらず、押印位置も日付上に一貫している。

■朱方印「禄寿応穩」上部に虎の図

〔初〕永正一五年（二五二八）一〇月八日 木負御百姓中充（図1）

〔末〕天正一八年（一五九〇）六月一〇日 妙光院充（禁制写、相州文書）

〔末〕天正一八年（一五九〇）六月一〇日 妙光院充（禁制写、相州文書）

■朱方印「常調」上に馬図

〔初〕永禄元年（一五五八）閏六月一八日 下総迄各宿中充

〔末〕天正一七年（一五八九）一二月二六日 自小田原沼田迄宿中充

某

■朱方印「新」

・享禄五年（一五三二）七月二三日 光明寺（鎌倉） 充

北条宗哲（幻庵）

伊勢宗瑞（北条早雲） 四男、武藏国小机城主。

■朱方印「静意」

〔初〕天文十二年（一五四三）九月二四日 石雲寺充

〔末〕天正十年（一五八二）八月二二日 泉郷充

某(つほね)

■朱方印「印文未詳」

・(天文一六年(一五四七))三月一〇日 公文小泉さへもん充

山木大方

北条氏綱の娘、北条氏康妹。堀越六郎(今川氏輝家臣)後室。夫の死後小田原城に戻り、伊豆国山木(現伊豆の国市)に知行を得た。朱方印「軍勝(上部に猪)」は、夫の死後、印を継承したものと考えられている。

■朱方印「軍勝」上部に猪図

〔初〕(弘治三年(一五五七))九月三日 めいさん充

〔末〕(永禄元年(一五五八))三月二日 水口充

■黒方印「印文未詳」

・(天正一三年(一五八八))八月二日 かうせんじ充

北条氏堯

北条氏綱四男、武蔵国小机城主。

■朱方印「有虞寶暎陶唐」

〔初〕(天文二四年(一五五五))六月二日 長吏太郎左衛門充

〔末〕(永禄四年(一五六二))閏三月二日 雲松院(武蔵国橘樹郡)充

北条氏規

北条氏康四男、相模国三崎城主・伊豆韮山城主。

■朱方印「真実」

〔初〕(天文二四年(一五五五))二月一日 助右衛門充

〔末〕(天正一八年(一五九〇))正月五日 岡本善左衛門尉充

北条氏照

北条氏康三男、武蔵国滝山城主・八王子城主・栗橋城主。永禄一二年(一五六八)栗橋城主となり、その二年後から印文未詳(栗橋□)とも)の朱方印を用いるようになる。

■朱方印「如意成就」上部に動物らしきもの

〔初〕(永禄二年(一五五九))一月一〇日 禰宜六郎太郎充

〔末〕(天正二年(一五七四))六月二日 両郷代官百姓中充

■朱方印「印文未詳(栗橋□)とも」

〔初〕(寅〓天正六年(一五七八))五月晦日 大橋播磨守充

〔末〕(天正一六年(一五八八))正月九日 西戸藏充

北条氏康(虎印以外)

北条氏第三代当主。隠居後は「禄寿応穩」印を新当主の氏政に譲り、自らはそれに代えて朱長方印「武榮」を用い、日付上にも押印した。初見の文書には、「虎御判御陣へ被分候、御本城様御印判也」と記されている。

■朱長方印「武榮」

〔初〕(永禄九年(一五六六))五月一日 狩野牧百姓中充

〔末〕(元亀二年(一五七二))五月一六日 村野四郎左衛門充

北条康成(氏繁)

玉繩北条氏。室は北条氏康娘。相模国玉繩城主。

■朱方印「印文未詳」

・永禄一〇年(一五六七)三月一日 堀内与四郎充

北条(藤田)氏邦

北条氏康五男、武蔵国鉢形城主。

■朱方印「翁邦挹福」上部に象の図(改印し象図のない物も)

〔初〕永禄七年（二五六四）六月一日 斎藤八右衛門充、久米大膳充
〔末〕（天正一八年（一五九〇））三月一日 大浜弥八郎充

北条氏光

北条氏康八男、駿河国戸倉城城将・武蔵小机城主など。

■朱方印「桐圭」 文書は元亀元年（天正一八年）

〔初〕永禄八年（二五六五）一〇月二日 御乳充

〔末〕天正一六年（一五八八）九月二四日 鈴木但馬守充

北条氏信

北条宗哲（幻庵）の第二子。武蔵国小机城主。

■朱方印「福寿」

・（永禄二年（二五六九））七月四日 多聞坊（駿河国須津八幡宮）他充

北条氏政（虎印以外）

北条氏第四代。天正八年（一五八〇）隠居後は、「禄寿応穩」印に代えて朱方印「有效」などを用い、日付上にも押印している。

■朱方印「印文未詳」

〔初〕（天正八年（一五八〇））二月二日 内山弥右衛門充

〔末〕（天正九年（一五八二））七月八日 内山弥右衛門充

〔『埼玉県史資料編六』は、佐脇栄智「小田原北条氏代替わり考」によつて、「北条氏政使用ノモノカ」とする。〕

■朱方印「有效」

〔初〕（天正一一年（一五八三））五月一日 国府津村野四郎左衛門充

〔末〕（天正一七年（一五八九））一月七日 総寧寺納所充

北条氏忠

北条氏康七男、相模国新城城将・下野国佐野城主。

■朱方印「樓鬱」

〔初〕天正五年（一五七七）三月二〇日 西原与次郎充

〔末〕（天正一八年（一五九〇））正月一日 高瀬紀伊守充

北条（太田）氏房

北条氏政三男、武蔵国岩付城主。太田氏の継嗣として岩付城に入った兄の死後に岩付城主となったため、「太田氏房」ともされる。

■朱方印「心簡要」

〔初〕天正一一年（一五八三）七月二八日 与野立石甚右衛門／百姓中充
〔末〕天正一六年（一五八八）五月一三日 浄国寺充

北条綱成

玉繩北条氏。北条康成（氏繁）の子、北条氏綱の婿。相模国玉繩城主。氏繁の父。

■黒方印「印文未詳」

・天正一〇年（一五八二）八月二七日 堀田七郎衛門尉充

北条氏繁後室方

■朱方印「印文未詳」

・（天正一二年（一五八四））正月五日 鈴木充

北条氏勝

玉繩北条氏。北条氏繁の子。相模国玉繩城主。

■朱方印「印文未詳」

・天正一二年（一五八四）九月七日 極楽寺之長吏源左衛門充

某（つほね）

■黒方印「重宝」^方

〔初〕天正一二年（一五八四）一月二十九日 かなまちなぬしす、き

／百姓中充

〔末〕天正一二年（一五八四）二月二〇日 かなまち す、きむま

のすけ他充

某

■黒方印「本田」

・（天正一二年（一五八四）カ）二月二七日 鶴田若狭守充

某

■朱方印「印文未詳」

・（天正一三年（一五八五））三月二日 慈雲、原左衛門尉充

松田憲秀

北条家家臣。

■朱方印「印文未詳」

〔初〕天正一〇年（一五八二）七月二三日 山口郷左衛門他充

〔末〕天正一五年（一五八七）五月八日 山口若狭守充

■朱壺形印「印文未詳」

〔初〕天正一七年（一五八九）五月一六日 小澤二郎左衛門尉充

〔末〕天正一七年（一五八九）一〇月三日 山口若狭守充

内藤綱秀

北条氏家臣。相模国津久井城主。

■朱方印「印文未詳」

・（天正一六年（一五八八）カ）八月二日 三給下充

北条氏直（虎印以外）

北条氏第五代。小田原城陥落後は「禄寿応穩」印に代えて印文未詳の

朱方印を用いた。

■朱方印「印文未詳」

・（天正一八年（一五九〇））七月一七日 大藤与七充、桜井肥前守充

三、日付上押印文書の発給者と時期

② 北条氏関係以外

北条氏は意識的に日付上押印を公印の押印方法として採用しており、一族や重臣などがそれを採用するのは当然とも言えるのに対して、他の大名家などでは、それは必然ではない。北条氏の影響ないし模倣であるのか、あるいはそれとは無関係であるのかが問題になる。以下、およその年代順に掲載してみたい。

《今川氏関係》

今川氏親（龍王丸）（一四七一～一五二六）

駿河国の大名。父義忠の戦死後、伯父の伊勢宗瑞の助力で内紛を収めた。龍王丸としての文書（日下押印）が戦国大名の印判状の初見とされている。日付上押印を確認出来たのは一例のみである。

■朱方印「氏親」

・永正一八年（一五二二）五月四日 村岡充

寿桂尼（一四七三～一五六八）

今川氏親の室。公家中御門宣胤の子。氏親は晩年病身であったため自ら政務をとり、氏親の死後に後を継いだ実子の氏照および義元も後見した。

■朱方印「帰」

〔初〕大永六年（二五二六）二月二六日 しゃうけいし充（氏輝袖判）
〔末〕天文一八年（二五四九）二月三日 とくくわんしそうゑい長老充（文頭にも朱印、義元袖判）

以上の期間で日付上押印が認められたが、しかし、押印および署判方法はかなり多様であり、この期間の印判状がすべて日付上押印ということではなく、単独の押印とも限らない。「初」として挙げた大永六年（二五二六）二月二六日の文書は日付上押印だが氏輝の袖判があり、またこれと同日付で文頭に押印した文書もある。また、「末」として挙げた天文一八年（二五四九）二月三日の文書は文頭にも朱印があり、袖には義元の判がある。この他、文頭にのみ押印した例も多い。

なお、今川氏親の晩年は、氏親の印が使用されていても、実質的に寿桂尼の印判状とみなせる場合もあるとされる。

今川義元

駿河国の大名。今川氏親と寿桂尼の子。

■朱方印「義元」

・天文二〇年（二五五一）三月二七日 駿遠参宿々中
（朱方印「義元」を日付よりも上の位置に押し、文頭には「如律令」朱印を押す。日付上押印とは認めがたいが、近い物として掲げる。）

今川氏真

駿河国の大名。義元の子。

■朱方印「氏真」

・永禄元年（二五五八）八月一三日 村岡左衛門尉充 文頭にも同じ印

を押す。

葛山氏元

駿河国駿東郡葛山城主。室は北条氏綱の娘。

■朱六角印「萬歳」

〔初〕天文一九年（二五五〇）八月二〇日 植松藤太郎充
〔末〕永禄一〇年（二五六七）八月五日 芹沢玄蕃充

朝比奈信置（道与）

今川氏家臣。駿河国高部城主。

■朱円印「宝納」

・天正九年（二五八二）二月二〇日 石切市衛門充

《武田氏関係》

武田晴信（信玄）・勝頼

甲斐国の戦国大名。信玄の印を勝頼も継承している。獅子の印は、勝頼が長篠の合戦後に用いた。押印位置は、日下や文頭等の余白部分が多いが、過書、伝馬手形、所領安堵状などに日付上押印が若干認められる。一見期間が長い、実例は多くない。なお、弘治二年（二五五六）四月二日「市川七郎右衛門尉充伝馬手形」は、朱方印「晴信」を「四月」に、竜朱印を「二日」にかけて押している。

■朱方印「晴信」、朱円印（竜の図）

〔初〕天文一一年（二五四二）閏三月一日 源右衛門充過書
〔末〕天正九年（二五八一）二月七日 伝馬定書

■朱方印（獅子の図）

・（年未詳）三月 妻籠在番衆充

某

■朱円印（印文未詳）

・永禄一〇年（一五六七）三月日 九郎兵衛充（充行状）
〔戦国遺文武田氏編第一巻〕は「武田氏関係の朱印と思われる」とする。

《上杉氏》

上杉謙信（景虎、政虎、輝虎）

越後国の大名。春日山城主。永禄三年（一五六〇）関東に進出すると共に初めて印を用い、それが「獅子の印」であることは、北条氏の「虎の印判」へ対抗したものと考えられているが「相田一九四九」、日付上押印であることも、やはり北条氏文書の影響と見なせよう。

■朱方印「地帝妙」の上に獅子の図

・永禄四年（一五六一）三月一日 上田荘他充掟書

■朱円印（鳥の図）

・（永禄四年（一五六一）四月二七日 藏五充

■朱円印（上突部付）「立願勝軍地藏摩利支天飯綱明神」

〔初〕元亀二年（一五七二）四月一七日 充所無し（内容は伝馬手形）

〔末〕天正六年（一五七八）八月二二日 能州塩津／四郎右衛門尉充

（謙信の奉行人三名が連署。謙信は天正六年三月に没して景勝・景虎が抗争中。）

上杉景虎

北条氏康六男、上杉謙信の養子。

■朱円印「武□家定威□」の上に獅子の図

〔初〕天正六年（一五七八）一〇月四日 諸宿中充

〔末〕天正六年（一五七八）一〇月二八日 一揆中・赤川新兵衛尉充

上杉景勝

上杉謙信の甥、養子。越後国春日山城主。

■朱円印（上突部付）「立願勝軍地藏摩利支天飯綱明神」

〔初〕天正八年（一五八〇）二月一七日 広居善右衛門尉他充

〔末〕天正一四年（一五八六）一〇月一日 嶋垣宗兵衛・同隼人佑充

■朱？長方印「量円」

・天正一〇年（一五八二）五月二六日 過所^②

■朱円印（上突部付）「森婦掌内」

〔初〕天正一一年（一五八三）三月二九日 諸所領主中充過書

〔末〕天正一一年（一五八三）九月一六日 岩井備中守充

■朱方円印（上突部付）「虚空藏龍」

・天正一七年（一五八九）六月日 武田村充他禁制

《古河公方関係》

足利義氏（梅千代王丸）

古河公方。母は北条氏綱の娘。

■朱方印「大和」

〔初〕梅千代王丸充行状 天文二二年（一五五三）四月一四日 渋江弥二郎充

〔末〕足利義氏条書 弘治四年（一五五八）六月一九日 薬田中務太輔充

■朱円印「巳」

〔初〕足利義氏条書（永禄一一年（一五六八）七月二六日（充所無し）

〔末〕足利義氏条書（天正一〇年（一五八二）四月二四日 薬田中務

太輔他充

■「大和」「巳」の二重押印

〔初〕足利義氏充行状 永禄一〇年（一五六七）五月二一日 覚音寺納所充

〔末〕足利義氏制札（天正二年（一五七四）二月二五日 関戸・大野

百姓充

瑞雲院（芳春院）周興

足利義氏とその母、芳春院（北条氏綱女）の奏者。

■朱方印「周興」

- ・（永祿三年（一五六〇））一〇月九日 知行配分目録
- ・瑞雲院周興判物 年未詳一二月一五日 品川南北町人衆他

築田持助

古河公方家臣、下総国関宿城主・水海城主。

■朱方印「永古」

- ・天正三年（一五七五）二月一六日 野田充

築田助縄

古河公方家臣。下総国水海城主。

■朱方印（印文未詳）

- 〔初〕天正一六年（一五八八）二月三日 赤磐新宿充
- 〔末〕天正一七年（一五八九）一〇月二四日 石山新三郎充

一色義直

古河公方家臣。

■朱方印（印文未詳）

- ・天正一七年（一五八九）五月一日 卷嶋主水助充

足利氏姫

足利義氏の娘。母は北条氏康の娘。父義氏の死後、古河公方家を継承。
天正一八（一五九〇）年の北条氏滅亡後は豊臣秀吉から領地を与えられて鴻巣御所（古河公方館）に移った。

■黒方印「局」

- ・天正一九年（一五九二）九月七日 禰宜充寄進状

《大内氏》

大内義長

大友宗麟の弟で、母は大内義隆の姉。大内義隆を滅ぼした陶晴賢によって擁立され、大内家の当主となる。日付上押印文書は一例のみで、倭寇対策のために来日していた中国の使者に対して、自分が「日本国王」印を所持していることを示すために作成したものと考えられている。

■朱方印「日本国王之印」

- ・弘治二年（一五五六）一月一日 大内義長証状

《太田氏》

太田氏資（資房）

武蔵国岩付城主。室は北条氏康の娘。国府台合戦（永祿七年、一五六四）後に家督を継ぎ、以後北条氏に従う。北条氏政の三男である氏房を養子とする。（氏房については北条氏の項に掲げた。）

■朱方印（印文未詳）

- 〔初〕永祿七年（一五六四）一〇月一五日 井草百姓中充
- 〔末〕永祿一〇年（一五六七）二月一〇日 上落合百姓中充

《吉良氏》

武蔵国世田谷城主

初見の弘治二年（一五五六）頃は吉良頼康が当主。永祿三年（一五六〇）氏綱の娘である山木大方の子、氏朝が吉良家に養子に入り、次第に北条氏に包摂されていった。

■朱方印「所願成就回令満足候」

- 〔初〕弘治二年（一五五六）一〇月大吉日 泉沢浄寺充
- 〔末〕天正一三年（一五八五）一月一七日（武蔵国ひものや郷中法華

寺諸末寺共二)

《成田氏》

成田氏長

武蔵国忍城主。成田氏は、上杉謙信の関東侵出以降、状況によって上杉氏と北条氏の間を揺れ動いたが、一旦和解した北条氏と上杉氏の関係が元龜二年(一五七二)に破綻してからは、北条氏に帰属した。

■朱方印「徳光」

〔初〕元龜二年(一五七二) 二月九日 七郎右衛門充

〔末〕天正二年(一五七四) 六月二十九日 正木丹波守充

■朱方印「印文未詳A」

・天正四年(一五七六) 九月十九日 福田幸十郎充 (『忍城主成田氏』)

■朱方印「印文未詳B」

〔初〕天正六年(一五七八) 四月三日 長野喜三充 (同)

〔末〕天正八年(一五八〇) 二月一日 長野喜三充 (同)

《千葉氏》

千葉胤富

下総国佐倉城主。千葉昌胤の庶子で海上氏うみかみを継いだ。後に千葉本宗家の当主となった。そのため、海上家の紋であった鶴丸が千葉家の印章になったと考えられている。北条氏との関係を強化することで権力と対外関係の安定を図り、子息邦胤に北条氏政の娘を娶らせた。

■黒印「鶴丸形」

・永祿四年(一五六二) 正月七日 東之庄村々年寄中充 鶴丸黒印影(日付の右上)

・(永祿五年(一五六二)) 九月二八日 石毛助九郎 鶴丸黒印

・(年未詳) 二月二六日 石毛大和入道(定幹) 鶴丸黒印

千葉邦胤

下総国佐倉城主。北条氏政の婿。正妻北条氏政娘の死後、北条氏からの自立傾向を見せるが、天正一三年(一五八五) 家臣に殺害され、邦胤の娘に北条氏から婿(直重)を迎える形で千葉氏は北条氏に包摂される。

■朱方印「龍」

・(天正三年(一五七五)) 正月二十五日 香取宮中充

■朱方印「龍」の上に龍の図

〔初〕天正一〇年(一五八二) 九月八日 加世四郎左衛門尉充

〔末〕(天正一三年(一五八五)) 正月十九日 原大炊助(邦房) 充

原胤栄

千葉氏家臣、下総国臼井城主。

■朱方印「榮」

・天正四年(一五七六) 九月吉日 八幡宮充

■朱方印「大吉宝久」

・天正九年(一五八一) 七月五日 八幡之郷充

《上田氏》

上田長則

武蔵国松山城主。北条氏に臣従。

■朱方印「長則」

〔初〕(天正四年(一五七六)) 九月二四日 本郷町人充

〔末〕(天正一〇年(一五八二)) 八月一六日 本郷宿町人衆充

上田憲定

長則の弟。武蔵国松山城主。北条氏家臣。

■朱方印「印文未詳」

・(天正一二年(一五八四)) 一二月一三日 岩崎対馬守・池谷肥前守充

《結城氏》

結城晴朝(または結城朝勝)

下総国結城城主。古河公方足利晴氏の偏諱を受ける。永禄三年(一五六〇)上杉謙信が関東へ来襲した際は、古河公方足利義氏および北条氏に加担したが、その後、反北条に転じた。天正五年(一五七七)下野国の大名宇都宮広綱の次男朝勝を養子とし、佐竹氏と共に北条氏に對抗した。天正一八年(一五九〇)北条氏滅亡後は、徳川家康の次男秀康を養子とする。

■黒方印「宝」

・(天正一二年(一五八四)) 三月二日 せきね兵庫助充

■朱方印「鑑」

・(天正一二年(一五八四)) 四月二日 制札写(充所無し)

■扇形黒印

・(天正一二年) 一〇月一三日 制札写(充所無し)

《小山氏》

小山秀綱(氏朝、氏秀、孝山、孝哲)

下総国祇園城主。上杉謙信の関東介入後、北条氏との間で揺れ動いたが、天正四年(一五七六)に祇園城を北条氏に明け渡す。天正一〇年(一五八二)織田信長家臣の滝川一益の仲介で祇園城に戻るが、北条氏に帰属とされた。

■黒方印「善」

〔初〕天正一三年(一五八五) 一二月一七日 柴之御百姓充

〔末〕天正一七年(一五八九) 一〇月一〇日 阿久津与十郎充

《和田氏》

和田信業

上野国和田城(高崎市)城主。はじめ武田氏、後に滝川一益、北条氏直に仕える。

■朱方印「兼嚴」

〔初〕(天正一五年(一五八七)) 一〇月二日 石原・黒崎市兵衛充

〔末〕天正一七年(一五八九) 七月一八日(安中宿本陣に伝来) 『印判状の世界』

《里見氏関係》

安房の戦国大名。北条氏と敵対していたが、北条氏政から攻勢を受けた結果、里見義弘は天正五年(一五九七)に和睦。子の義頼は北条氏政の娘を正室に迎えた。

正木憲時

上総国大多喜城主。里見氏家臣。父時茂の印を用いた。

■朱方印「時茂」上部に獅子

〔初〕元亀二年(一五七二) 一二月四日(充所なし。きさらすの村の事)

〔末〕(元亀三年(一五七二)) 閏正月一六日(充所なし。禁制)

里見梅王丸

義弘の子、義頼の異母弟で、天正六年(一五七八)の義弘の死後、領国を義頼と争う。

■朱方印(印文未詳)

〔初〕天正七年(一五七九) 正月二八日 充所無し

(※『千葉県の歴史資料編中世三』は、「某印判状写」とした上で、「発

給年次から里見梅王丸の可能性も考えられる」とする。

〔末〕天正七年（一五七九）二月二日 蒲生不動別当充（※同前）

■朱方印「弁」

・天正七年（一五七九）二月二日 石田新三郎充

■朱方印「里見」上部に鳳凰

・天正七年（一五七九）九月二六日 山口越後守充

里見義頼

義弘の子。安房岡本城主など。北条氏政婚。

■朱方印「義頼」上部に竜

〔初〕（天正八年（一五八〇）カ）三月二六日 岩崎与次衛もん充

〔末〕天正一六年（一五八八）一二月三日（充所なし） 義頼は天正

一五年（一五八七）一〇月一五日没だが、後を継いだ義康はしばらく父の「義頼」印を使用した。『千葉県の歴史』資料編中世三

里見家女人

■大黒形朱印「久栄」（天正一七年（一五八九）一一月六日 大野筑前守充

里見義康

安房国岡本城主・館山城主。

■朱方印「義康」上部に竜

〔初〕（天正一七年（一五八九）九月一日 石井駿河守充

〔末〕（天正一九年（一五九一）七月二六日 岩波弾正充

《徳川氏関係》

徳川家康

三河の大名。後に江戸幕府を開く。「福德」印の一部に日付上押印が認められ、後年用いた「源家康」印には、意図的に日付上に押印した物が認められる。

■朱方印「福德」⁽³⁾

〔初〕天正一〇年（一五八二）二月二日 広野・小坂・足窪充

〔末〕天正一六年（一五八八）後五月一四日 瀬戸者等充

■朱方印「源家康」⁽⁴⁾

〔初〕慶長五年（一六〇〇）九月一六日 長命寺（近江）充、他（禁制）

（安土城考古博物館二〇一五に写真）

〔末〕慶長八年（一六〇三）八月二六日 富賀寺（三河）充（国立歴史民俗博物館二〇一五に写真Ⅱ図2）

松平康次（康重）

徳川家康家臣。駿河国三枚橋（沼津）城主、後に武蔵国騎西城主、篠山城主、岸和田城主。

■黒方印（印文未詳）

〔初〕天正一二年（一五八三）一〇月二四日 矢部清三郎充

〔末〕天正一二年（一五八四）二月二日 蓮光寺充

牧野康成

徳川家康家臣。三河国牛久保城主、上野国大胡藩主。

■黒方印（印文未詳）

・天正一二年（一五八四）八月二〇日 禰宜九郎左衛門充

穴山勝千代

穴山信君（梅雪）の子。甲斐武田氏滅亡後、その名跡を継ぐ。本能寺の変に伴う梅雪の横死後、徳川家康から安堵される。天正一五年

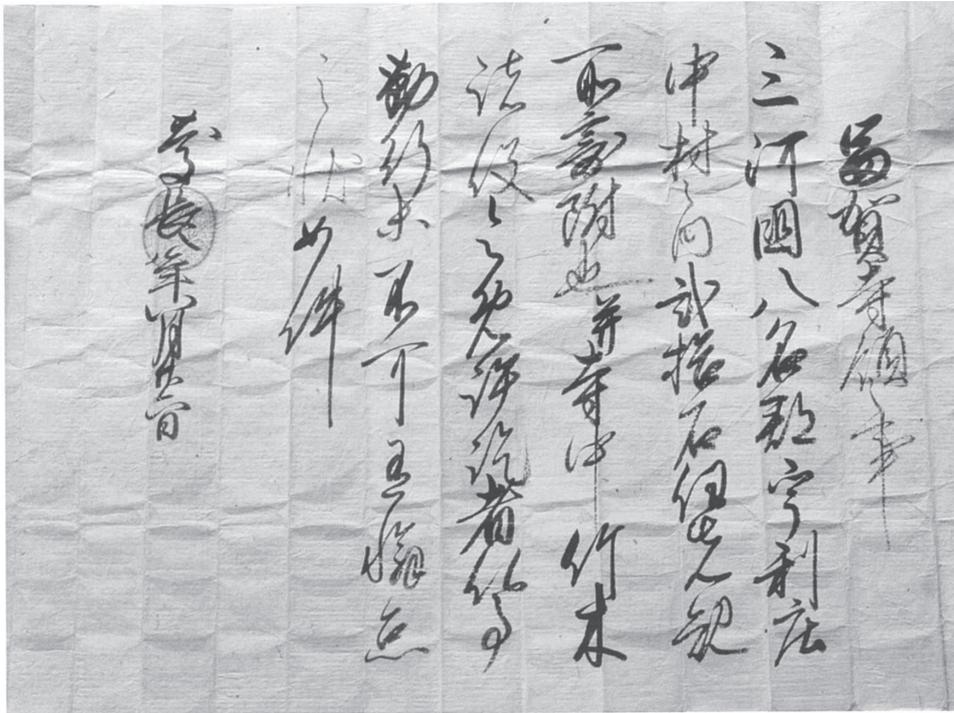


図2 徳川家康朱印状

慶長8年(1603),愛知県新城市富賀寺蔵(新城市指定文化財,国立歴史民俗博物館2015より転載)

(一五八七)一六歳で病死。

■朱方印(印文未詳)

- ・(天正一一年(一五八三)九月一七日 水野平太夫尉充
- ・年未詳三月九日 水野平太夫他充

内藤家長

徳川家康家臣、上総国佐貫城主。

■円印「寶」カ

- ・天正二〇年(一五九二)九月九日 野中安休齋充

松平康元

徳川家康の異父弟。下総国関宿藩主。

■黒円印(印文未詳)

- ・慶長八年(一六〇三)二月二六日 (穀町書出之事)

《その他(寺院)》

久遠寺

■黒方印「印文未詳」

- ・天正四年(一五七六)八月嘉日 甲駿信之諸末寺充(久遠寺衆徒僉義
- 状、『静岡県史』資料編8)

最乗寺

■朱方印「印文未詳」

- ・天正一二年(一五八四)一〇月一九日 永伝充(最乗寺永高等連署
- 状、『静岡県史』資料編8)

以上が、現時点で筆者が把握した日付上押印の事例である。遺漏は多

いことと思われるが、全貌を理解するための手段、過程であることを改めて御諒解いただきたい。

四、まとめ

① 日付上押印を行なった主体とその意図ないし背景

以上の日付上押印を行なった主体と時期について、全体的な傾向などをまとめておきたい。

地理的範囲

まず日付上押印が見られる地理的な範囲としては、北条氏および関東の諸領主と、今川氏、武田氏、上杉氏、徳川氏の関係する地域にほぼ限定される。印判状自体は、東北や九州の諸大名や織豊政権なども用いているが、管見の範囲では、意図的な日付上押印と思われるものは、大内義長の外交関係の一点を除いて事例が見当たらない。时期的にも北条氏が早く、また多く用いていることから、その影響が大きいと考えられる。

印の形

印の形については、「動物の形象と印文とを以て一つの形状をなしている印判」は、北条氏および正木氏・里見氏、千葉氏、そして上杉氏に見られるもので、南関東およびそこに関わった上杉氏に特有のものであって、北条氏の影響と考えられることを相田二郎が指摘しているが「相田一九三五」、日付上押印もそれと同様であり、さらに多くの大名に受け入れられたものと言うこともできるだろう。

家印と個人印の区別

北条氏自身は、二代氏綱以降、「虎の印判」や伝馬印「常調」を家印として、一貫して日付上押印に使用し、隠居すると別の印を用いて日付

上押印を含む多様な押印方法を行なった。当主以外の北条氏一族においては、そのような使い分けはなく、当主における隠居後の用法だが、氏照が支城主になった際に印を変えていることには、支城主としての印という公印的な側面を見るべきかもしれない。

北条氏の影響

北条氏以外の関東の武士、および上杉氏については、北条氏の影響を受けたものと言える。北条氏が支配ないし婚姻や養子縁組によって影響範囲を拡大すると共に、日付上押印様式を受容した武家も増える、という関係が認められる。例えば千葉氏の場合は、北条氏との関係を強化した胤富の代から日付上押印が表われるし、北条氏と四十年におよぶ抗争を行なった里見氏においても、天正五年（一五七七）の和睦以後にこの様式が見られるようになる。

北条氏に対抗して関東地方に介入した上杉謙信も「獅子の印」を日付上押印に用いているが、それは北条氏の「虎の印」に対抗したと思われることを、相田二郎が指摘している「相田一九四九」。これも一種の影響ということができよう。

北条氏がこの様式を用いた意図は、別稿で述べたように、大陸の東アジア標準としての公文書、特に王命文書の様式に倣ったものと考えられるのだが、他の武家においては、おそらく多くはそこまで理解して用いたのではなく、現象的な模倣だったと思われる。たとえば、里見氏の印判においては、印文が「義頼」などの個人の実名になっているものが見られ、これは公印としては当然おかしく、そのような意識がなかったことを示している。

今川・武田・徳川氏の用法

今川氏および武田氏においても日付上押印は見られるが、事例は多く

なく、それぞれの家における押印方法としてはむしろやや異例なものである。押印位置も、日付の付近にあるものもあるなど安定せず、全体としては文頭に押印した物が多く見られることから、北条氏の影響というよりも、日下とは異なる押印位置のひとつのあり方と考えた方が良さかもしれない。用途については本稿では詳しく分析していないが、伝馬、過書、職人充など、身分の低い相手に対するものが比較的多い。

徳川家康は、「福德」印の一部に日付上押印が見られるが、押印位置は一貫せず、日付よりも上に押された物も見られるなど、これも必ずしも日付に重ねて押すという意識ではないのかもしれない。天正一二年（一五八四）には家臣にも例が多く、この頃には、積極的に取り入れる動きがあったことも考えられる。

慶長五年（一六〇〇）には、関ヶ原合戦直後の禁制として、また同八年（一六〇三）には、三河国の寺領安堵状をまとめた形で発給しており、これは明確に年号や年の付近に押印していることから、意図的に日付上押印を採用する試みがあったと思われる（図2参照）。あるいは、北条氏が意識したと思われる大陸の王命文書の様式を、家康も意識したのかもしれない。もともと、印文は「源家康」であり、個人印としての性格を残したままである。

寺院の事例

この他、寺院にも若干の例があり、一応掲げたが、その意味や武家文書との関係などはとりあえず未詳としたい。

女性の印判状

なお、これは日付上押印に限らない印判状一般の問題になるが、こうして用例を挙げてみると、女性が意外に多いことにも気づかされる。夫の印を受け継いだ例も多く、女性史ないし家族史的な意味でも興味深い。

筆者は別稿で、中世後期において、家父長権の強化と共に「共同経営者」たる妻の地位も上がったと考えられることを述べたが「小島二〇二二」、そのような問題とも関わる事象と思われる。

② 日付上押印の主体と期間―表とグラフによる検討 表の表記について

日付上押印を行なった主体（人物、家など）とその期間を表にしたものが次頁の表である。

表の見方について説明すると、まず、左の欄は、日付上押印を行なった主体であり、順は、本文に掲げたのと同じである。

横軸は年代であり、日付上押印が行われたと見なせる期間（本文の「初」と「末」の間）の各年に便宜上「1」を入れている。途切れているものは、印の種類ごとにとまとめた「初」「末」の間に空白期間がある場合である。

下段の数字は、その年に1のある数を合計したもの、すなわち日付上押印を行っていたと推定できる主体の数である。

右横の数字は、表に示した期間の合計年数である。

グラフの分析

表の集計結果をグラフにしたものが表下のグラフである。縦軸が日付上押印を行なった主体の数、横軸は年代であるが、数値すなわち日付上押印を行なった主体の数の変化を見ると、I-VIの六期に区分できるように思われ、以下、時期的な変化の問題について、気付いた所を述べたい。

第I期（一五一八（永正五年）～一五二五（大永五年））は、北条氏の「虎の印判」が使用され始めたことに始まる時期だが、今川氏親の一例を除くと、すべて北条氏の「虎の印判」であり、これが先行して存在することを示している。

前頁表「日付上押印の主体と期間」について

・日付上押印の期間を主体（人物・家等）毎に示した。
・主体の順は、本文に掲げたものと同じである。
・日付上押印が行われたと見なせる期間（本文の「初」と「末」の間）の範囲に、便宜上、各年に「1」を記入している。その期間すべてで実際に確認した訳ではなく、また確認した実数でもない。
・期間の「初」「末」は、本文のように、可能な範囲で印毎に分けている。このため、各主体で範囲が途切れる場合があり、それは印が異なっていることを意味する。
・下段の数字は、その年に「1」がある欄を合計したもの、すなわち日付上押印を行っていたと推定できる主体の数である。
・右横の数字は、「1」のある欄の合計、すなわち、その主体が日付上押印を何年間行なったと推定できるかの年数になる。
前頁「日付上押印の主体の数の変遷」について
・表の下段の数字、すなわち、各年にどれだけの日付上押印主体があったかの数値をグラフ化したもの。数値の変化を基準に、適宜時期区分を示した。

第Ⅱ期（一五二六（大永六年）～一五四一（天文一〇年））は、寿桂尼のものが加わって数が増えているが、その押印位置は不安定であり、実例は多くない。Ⅰ期に続いて、「虎の印判」のみが安定的に続いていた時期である。

第Ⅲ期（一五四二（天文十一年）～一五五四（天文二十三年））には、北条氏一族の中で、北条宗哲（幻庵）が早くから事例が見られ、この時期の終わり頃には、北条氏の外孫である古河公方足利義氏や、女婿である葛山氏元など、影響下にある領主の事例も現れてくる。武田信玄も日付上押印の例があるためカウントされているが、押印位置としては例外的で、実際の例は少ない。

第Ⅳ期（一五五五（弘治元年）～七七（天正五年））になると、北条氏の伝馬印（「常調」上部に馬図）が加わり、北条氏堯、北条氏規、北条（藤田）氏邦、北条氏光など、支城主となった北条氏一族の事例が見られるようになる。北条氏の勢力拡大と支配体制の確立を反映していると言えよう。吉良氏、太田氏、成田氏、千葉氏、里見氏などの諸家も、

北条氏権力の下に組み込まれるか、あるいは北条氏と和睦して、この様式を採用していったことが分かる。上杉謙信もこの時期に日付上押印を行なっているが、これは先述のように関東において北条氏へ対抗する意味で用いたと考えられる。

第Ⅴ期（一五七八（天正六年）～一五九〇（天正一八年））は、数値が最大となる。北条氏忠、北条（太田）氏房などの支城主クラスの北条一族や上田長則などの有力家臣が加わり、北条氏の領国支配体制が拡大したことを反映している。当主も北条氏康から氏政に代替わりするが、同じ押印方式で個人の印を用いている。上杉家においても、謙信の死後、後継者の景虎・景勝が印と押印方式を踏襲しており、ここでも安定化が見られる。また、徳川家康とその家臣も、この時期に日付上押印の文書を出している。

一五八四（天正一二年）が目立って多いのは、おそらく資料残存の偶然性によるもので、この時期の他の年も、この程度の数値になった可能性があることを示すと思われるが、徳川家康の家臣が加わったことも数値の増加に影響している。

一五九〇（天正一八年）七月には小田原城が落城して北条氏は滅亡し、それと共に日付上押印の文書は急速に姿を消す。

第Ⅵ期（一五九一（天正一九年）～一六〇三（慶長八年））、すなわち北条氏の滅亡後は、わずかの事例が見られるのみである。一五九一～二一年の事例は、第Ⅴ期の延長的なものであり、豊臣政権の文書様式が全国に普及すると共に、日付上押印様式は駆逐されたと言える。

ただし、第Ⅵ期の最後、一六〇〇～一六〇三に数値があることには留意すべきかもしれない。これは、先述の慶長五年（一六〇〇）の禁制（九月一日に行なわれた関ヶ原の戦いの直後のもの）と、慶長八年（一六〇三）の三河国の寺院充安堵状（図2）等によるものであり、おそらく本来的な公印の押印方法として、徳川政権において試行された時

期があったことを示している。だが、江戸幕府においてその様式が定着することはなく、この後は基本的には日付上押印の事例を見ない。日付上押印という様式は、北条氏に始まり、北条氏の滅亡によって実質的にはほぼ終わったと見ることができ、次に本格的に現れるのは、明治新政府によって、「東アジア標準」の押印方法を取り入れたと思われる公文書の様式が作られるのを待たねばならなかった。⁽⁵⁾

註

(1) 先行研究としては、相田二郎が北条氏の「禄寿応穩」印などの家印が、私印とは区別されるものであることに注目し、また押印位置が日付上であることについても指摘している。「相田一九三五・一九四九」。日付上押印については、他の大名文書などでも、個々の文書の解説では指摘があるが、しかし、印判状の様式を分類する中では、日付上押印も日下押印など同じ「日付行捺印」として扱って特に区別しておらず、押印位置自体についても特段の意味づけはしていない。また、日付上押印がいつどの程度広がっていたかについても特に注意していない。

(2) 「片桐二〇一九」が影写本から紹介したもので、印の色は不明。なお、同論文および「有馬一九九八」は、室町幕府の過書に「透」「通」と同義と思われる」という印が押されていた事を指摘しているが、その押印位置は堅切紙の下部であり、日付上ではない。このことから、北条氏の伝馬手形は、先行する室町幕府の様式を敢えて踏襲していないと見なせる。(両論文については査読者から御教示を得た。)

(3) この他、『愛知県史資料編二一』は、天正八年(一五八〇)五月日明眼寺(三河)充の朱印状を、「(朱田印の)印文は読めないが、徳川家康のものと思われる」としている。

(4) 慶長五年(一六〇〇)の禁制としては、安土城考古博物館図録二〇一五に二例、「中村直勝一九七一」にも二例の写真がある。押印位置は、いずれも「慶長」の「慶」付近である。

慶長八年(一六〇三)の寺領安堵については、例に挙げた富賀寺充のものは、図2のように、「慶長八年」の「長八」付近、すなわち、年号の二文字目にかける形で押している。「荒木二〇一八」が指摘するように、皇帝のみが年号に一文字掛ける形で押印できたとすると、それを意識している可能性も考えられる。

(5) 「小島二〇二〇」等で述べたように、明治初期の太政官文書には、日付上の、年号より下の位置に押印したものがあり、「東アジア標準」の押印方法を模した

ものと思われる。天皇の「御名御璽」が実名の下に「天皇御璽」を押印する方式であることは、「三上一九七九」にあるように、欧米諸国の公使から天皇の自署のある文書を求められたことに由来すると考えられる。これについては、「大日本外交文書」第一巻第一冊(外務省調査部編纂、日本国際協会発行、一九三六年)に、明治元年一月十五日(一九六八年二月九日)に、兵庫に於いて、勅使東久世通禧が、「仏、英、伊、米、普、蘭」の各公使へ大政復古を報じた際の会見記(九九号)と、その報告書(二〇三号)を収録しており、後者には、各国の公使に渡す布告書は、「御実名之方可然下相極候、(中略)国印計ニテ可済申候得共、夫ニテ承知不仕旨ニ付、不得止、右之次第二相成候故、御実名之五通、急々御指越」とある。(史料について、樋口雄彦氏より御教示を得た。)

参考文献

相田二郎 「北条氏の印判に関する研究」(『史学雑誌』第四六編八・九・一〇号、一九三五年)

相田二郎 「武田氏の印判に関する研究」(『歴史地理』第七一卷三・五号、一九三八年)(以上二編は、共に相田二郎著作集『戦国大名の印章』印判状の研究』(名著出版、一九七六年)に所収。)

相田二郎 『日本の古文書』岩波書店、一九四九年

佐藤進一 『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)

中村直勝 『日本古文書学上』(角川書店、一九七一年)

三上昭美 『新政府の成立と公文書』(『日本古文書学講座』9 近代編I、雄山閣、一九七九年)

佐藤博信 『古河公方足利氏の研究』(校倉書房、一九八九年)

有馬香織 『室町幕府奉行入発給過所についての一考察』(『古文書研究』第四八号、一九九八年)

下山治久編 『後北条氏家臣団人名辞典』(東京堂出版、二〇〇六年)

有光友學編 『戦国期印章・印判状の研究』(岩田書院、二〇〇六年)

戦国人名辞典編集委員会編 『戦国人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇六年)

黒田基樹 『戦国北条氏五代』(戎光祥出版、二〇二二年)

新井浩文 『岩付太田氏家臣「松野文書」について』(埼玉県立文書館『文書館紀要』第二七号、二〇一四年)

鹿毛敏夫 「大内・大友氏の「弘治」遣明船」(『東京大学史料編纂所編』描かれた倭寇——「倭寇図巻」と「抗倭図巻」——吉川弘文館、二〇一四年)

黒田基樹 『戦国北条家一族事典』(戎光祥出版、二〇一八年)

荒木和憲 「公印を日付のどこに押すのか?」(『日本の中世文書』機能と形と国際比

較一、二〇一八年)

片桐昭彦 「戦国期の過所・伝馬宿送手形と印判状」(矢田俊文編『戦国期文書論』高志出版、二〇一九年)

小島道裕 「戦国大名の印判状について―北条氏の「虎の印判」は東アジア標準か―」
『古文書の様式と国際比較』、勉誠出版、二〇二〇年)

小島道裕 「後家尼と家族の像について―中世末―近世初めの風俗画から―付、財産処
分文書の主体としての女性」(『国立歴史民俗博物館研究報告』「特集・日本列島
社会の歴史とジェンダー」に投稿中。二〇二二年度刊行予定)

〈資料集・図録〉

『豆州内浦漁民資料 上巻』(アチック・ミュージアム、一九三七年。再刊:『日本庶
民生活資料集成』第一五巻、三二書房、一九七一年)

『大日本外交文書』第一巻第一冊(外務省調査部編纂、日本国際協会発行、一九三六年)

『徳川家康文書の研究』(中村孝也編著、日本学術振興会、一九五八〇一年)

『神奈川県史』資料編三 古代中世(三下)(神奈川県、一九七九年)

『埼玉県史』資料編六 中世二 古文書二(埼玉県、一九八〇年)

『新潟県史』資料編四・五 中世二・三(新潟県、一九八三・八四年)

『静岡県史 資料編七・八 中世三・四』(静岡県、一九九四・九六年)

『房総里見・正木氏文書の研究』史料編三(重永卓爾編著、崑書房出版、一九九七年)

『千葉県の歴史』資料編 中世三(千葉県、二〇〇一年)

『戦国遺文 後北条氏編』第一巻、第六巻(東京堂出版、一九八九・九五五年)

『戦国遺文 武田氏編』第一巻、第六巻(東京堂出版、二〇〇二・二〇〇六年)

『戦国遺文 古河公方編』(東京堂、二〇〇六年)

『戦国遺文 房総編』第三巻(東京堂出版、二〇一二年)

『戦国遺文 下野編』第二巻(東京堂出版、二〇一八年)

『行田市史』資料編 古代中世(行田市、一九九〇年)

『高崎市史』資料編 四 中世二(高崎市、一九九四年)

『印判状の世界』(小田原市郷土文化館図録、一九九六年)

『築田家文書』(千葉県立関宿城博物館編、千葉県社会教育施設管理財団、二〇〇二年)

『忍城主成田氏』(行田市郷土博物館図録、二〇〇七年)

『女戦国大名寿桂尼と今川氏』(鳥田市博物館図録、二〇一七年)

『戦国合戦の形―川中島合戦から大坂の陣まで―』(安土城考古博物館図録、

二〇一五年)

『大ニセモノ博覧会』(国立歴史民俗博物館図録、二〇一五年)

『戦国時代の千葉氏―古文書が語る争乱―』(千葉市立郷土博物館図録、二〇一七年)

『日本の中世文書―機能と形と国際比較―』(国立歴史民俗博物館図録、二〇一八年)

『小田原開府五百年―北条氏綱から続くあゆみ―』(小田原城天守閣図録、二〇一八年)

(国立歴史民俗博物館研究部)
二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)